

○異なるワクチンの予防接種の接種間隔

①新型コロナワクチン接種の前後、13日以上ずつあける。

②注射生ワクチン接種後、異なる注射生ワクチンを接種する場合は、27日以上あける。

注射生ワクチン
BCG、麻しん風しん混合 (MR)、おたふくかぜ、水痘

◎=次のワクチン接種可能

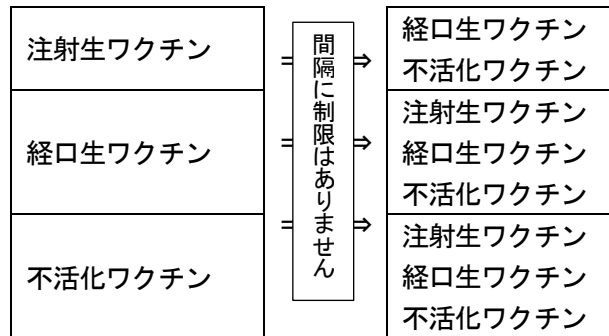
【注射生ワクチン】

日	月	火	水	木	金	土
	㊤	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	◎					

③上記①②以外は、接種間隔に制限はありません。

経口生ワクチン
ロタ

不活化ワクチン
肺炎球菌、ヒブ、四種混合 (DPT-IPV)、三種混合 (DPT)、不活化ポリオ、日本脳炎、二種混合 (DT)、子宮頸がん、インフルエンザ、B型肝炎、A型肝炎



○予防接種を受けることができない人

- ①明らかに発熱がある (一般的に37.5℃以上の場合)。
- ②重篤な急性疾患にかかっている。
- ③予防接種の成分によってアナフィラキシー (アレルギー反応) を起こしたことがある。
- ④その他、医師が不相当と判断した場合

○予防接種を受けてよいか、事前に主治医への相談が必要な人

- ①心臓病・腎臓病・肝臓病・血液の病気や発育障害などで治療を受けている。
- ②過去の予防接種で、接種後2日以内に発熱がみられた。発疹やじんましん等アレルギーと思われる異常がみられた。
- ③過去にけいれん (ひきつけ) を起こしたことがある。
- ④過去に免疫不全の診断がされている。近親者に先天性免疫不全の人がいる。
- ⑤接種しようとする予防接種の成分に対して、アレルギー反応を起こす恐れがある。
- ⑥麻しん治癒後4週間、風しん・水痘・インフルエンザ・おたふくかぜ等の治癒後2~4週間、手足口病や突発性発疹、伝染性紅斑 (りんご病) 等の治癒後1~2週間を経過していない。

○予防接種実施医療機関

- ①山田町内・宮古市内の予防接種実施医療機関は6ページのとおりです。事前に6ページの案内を読み、希望する医療機関にお申し込みのうえ、接種してください。
- ②里帰り出産などでやむを得ず6ページの医療機関以外で接種を希望される場合は、「予防接種実施依頼書」等が必要です。事前に健康子ども課に「母子健康手帳」をお持ちのうえ、申請してください。



○予防接種による健康被害救済制度について

・定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済給付を受けることができます。

専門職からなる国の審査会で審査し、健康被害が予防接種によるものと認定された場合に、医療費や障害年金などの給付が受けられます。

※給付申請の必要が生じた場合は、診察した医師、山田町健康子ども課または保健所へご相談ください。